

岩手県最低賃金

必ずチェック！最低賃金！

令和8年12月1日発効

時間額 **1,090円**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 断続的労働に従事する労働者等については、岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

岩手県の特定(産業別)最低賃金

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。

※適用となる産業については、裏面を参照してください。

なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	効力発生日	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年 1月15日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	1,052 円	令和8年 2月1日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年 1月15日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、 巻線又はバリ取りの業務
自動車小売業	1,068 円	令和8年 1月15日	
各種商品小売業	1,031 円	平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	
百貨店、総合スーパー	1,031 円	平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局労働基準部賃金室：019-604-3008

各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455

釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231

一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231

二戸：0195-23-4131

岩手労働局ホーム

ページはこちら ➡



以下の産業名は日本標準産業分類による。

○印は、特定（産業別）最低賃金が適用となるもの。×印は、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用となるもの。

●鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

鉄鋼業（中分類 22）

製鉄業（小分類 221）

×高炉による製鉄業（細分類 2211）

○高炉によらない製鉄業（細分類 2212）

○フェロアロイ製造業（細分類 2213）

○製鋼・製鋼圧延業（小分類 222）

○製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）（小分類 223）

○表面処理鋼材製造業（小分類 224）

鉄素形材製造業（小分類 225）

×銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）（細分類 2251）

×可鍛鋳鉄製造業（細分類 2252）

○鋳鋼製造業（細分類 2253）

○鍛工品製造業（細分類 2254）

○鍛鋼製造業（細分類 2255）

その他の鉄鋼業（小分類 229）

×鉄鋼シャースリット業（細分類 2291）

○鉄スクラップ加工処理業（細分類 2292）

×鋳鉄管製造業（細分類 2293）

×他に分類されない鉄鋼業（細分類 2299）

金属製品製造業（中分類 24）

○金属線製品製造業（ねじ類を除く）（小分類 247）

○その他の金属製品製造業（小分類 249）

○金庫製造業（細分類 2491）

○金属製スプリング製造業（細分類 2492）

○他に分類されない金属製品製造業（細分類 2499）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

○電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類 28）

電気機械器具製造業（中分類 29）

○発電用・送電用・配線用電気機械器具製造業（小分類 291）

○産業用電気機械器具製造業（小分類 292）

×民生用電気機械器具製造業（小分類 293）

×電球・電気照明器具製造業（小分類 294）

×電池製造業（小分類 295）

○電子応用装置製造業（小分類 296）

電気計測器製造業（小分類 297）

○電気計測器製造業（別掲を除く）（細分類 2971）

○工業計器製造業（細分類 2972）

×医療用計測器製造業（細分類 2973）

（ただし、○心電計製造業）

×その他の電気機械器具製造業（小分類 299）

○情報通信機械器具製造業（中分類 30）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

業務用機械器具製造業（中分類 27）

○光学機械器具・レンズ製造業（小分類 275）

その他の製造業（中分類 32）

○時計・同部分品製造業（小分類 323）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●自動車小売業

機械器具小売業（中分類 59）

自動車小売業（小分類 591）

○自動車（新車）小売業（細分類 5911）

○中古自動車小売業（細分類 5912）

○自動車部分品・附属品小売業（細分類 5913）

×二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）（細分類 5914）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●各種商品小売業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

○各種商品小売業（中分類 56）

○百貨店、総合スーパー（小分類 561）

○その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの

●百貨店、総合スーパー 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

各種商品小売業（中分類 56）

○百貨店、総合スーパー（小分類 561）

×その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）（小分類 569）

○管理、補助的経済活動を行う事業所

※上記適用産業に係るもの

○純粋持株会社

※管理する全子会社を通じて主要な経済活動が上記適用産業に分類されるもの